個人資産税のホットな情報をお届けします

OSA通信 ＝第32号＝

2012.5.29
長掛栄一税理士事務所
【不定期発行】

★新設の国外財産調書制度について

日本人の個人資産が急速に海外へ流出していると言われています。海外への資産移転は、以前は一部の富裕層中心のものでしたが、震災や円高の影響もありその傾向はさらに広まりつつあるようです。

また税金面でも、国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れの件数が増加しています。

こうした背景から平成２４年度税制改正で新設された「国外財産調書制度」ですが、その詳細が明らかになってきました。（池田　佳代子）

＜国外財産調書制度のポイント＞

① １２月３１日時点で国外財産を５０００万円超保有している個人に提出義務有り
② 国外にある財産のすべてについて、種類・数量・価額その他必要な事項を記載
③ 平成２６年提出分（平成２５年１２月３１日時点で①の場合）から適用開始
④ 虚偽記載や不提出の場合は１年以下の懲役または５０万円以下の罰金

●提出義務のある人は？

国外財産調書の提出が必要となるのは、日本の居住者で１２月３１日時点で5,０００万円超の国外財産を保有している個人です。（現時点では財産の価額の算定基準や算式は明らかになっていません）

国外財産調書の提出は所得税確定申告書の提出の有無とは関係がありません。これまで確定申告をする必要の無かった方でも、下述のような国外資産を保有している場合には留意が必要です。

●「国外財産」の判定

対象となるのは「国外にある財産」のすべてです。財産の所在地については、相続税法第10条の規定により判断します。以下に主な財産の判定を挙げてみました。

財産の種類	所在の判定
動産・不動産	その動産・不動産の所在
預貯金	その受入れをした営業所又は事業所の所在
社債・株式・出資	その社債・株式等の発行法人等の本店又は主たる事務所の所在
投資信託	その信託の引受けをした営業所又は事務所の所在
国債・地方債	外国又は外国の地方公共団体等の発行する公債はその外国に所在するものとする
生命保険金・損害保険金	その契約にかかる保険会社の本店又は主たる事務所の所在地

【国外財産調書の様式】

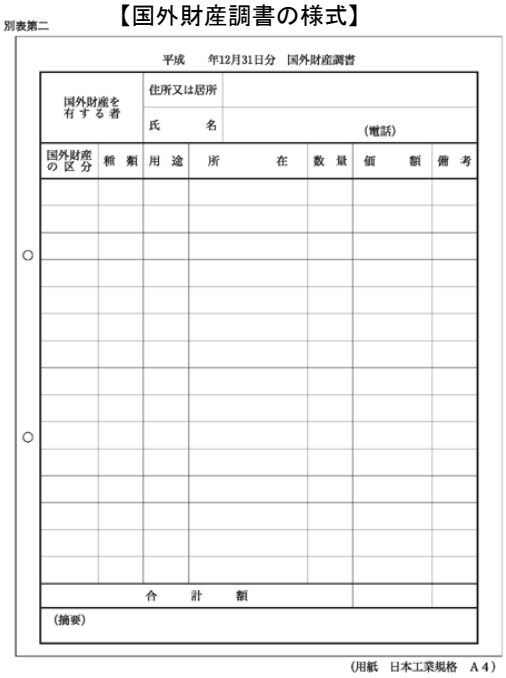
別表第二

平成　　年12月31日分　国外財産調書

国外財産を有する者	住所又は居所	
	氏　　名	（電話）

国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
			合計額			

（摘要）

（用紙　日本工業規格　A４）

●財産債務明細書との重複関係

税務署への提出義務がある財産の明細書と言えば「財産債務明細書」を思い浮かべる方も多いと思います。こちらはその年の所得が2,０００万円超の個人が、１２月３１日時点で有するすべての財産と債務を記載することになっています。

本来「財産債務明細書」は、財産の所在地にかかわらずすべての財産の記載が求められますが、「国外財産調書」を提出する場合には、「国外財産調書」に記載した国外財産を除いて記載しても構わないことになっています。

●気になる罰則規定など

上記の「財産債務明細書」は仮に提出を怠ったとしても罰則はありませんが、「国外財産調書」は虚偽の記載をしたり正当な理由なく提出期限までに提出しなかった場合には、１年以下の懲役または５０万円以下の罰金に処せられることとされています。（情状免除規定有り）

また、国外財産について所得税・相続税の修正申告等があった場合には、国外財産調書に記載がある財産に関するものは過少申告加算税等が５％軽減されますが、国外財産調書の不提出や記載不備に係る部分については過少申告加算税等が5%加算されます。（加算は所得税のみに適用）

Copyright 2009-2012 Eiichi Osakake Tax Accountant Office. All rights reserved.